

1 実施計画の基本的な考え方

(1) 実施計画策定の趣旨

実施計画は、登別市総合計画・基本構想及び第3期基本計画の着実な推進を図るため、まちづくりのあらゆる分野にわたって、今後3年間における具体的な事業等を明らかにするとともに、施策の基本的な実行と適切な進行管理を図るために策定するものです。

(2) 実施計画の期間

この計画は、平成28年度から平成30年度までを計画期間とし、第3期基本計画・第1次実施計画と称します。

(3) 実施計画の推進

実施計画の推進にあたっては、計画に掲載した事業のうち主要な事業について、毎年度、事務事業評価を行うことにより、成果や妥当性、効率性などを検証し、事務事業の改善を重ねながら、適切な進行管理に努めます。

また、この計画の運用にあたっては、社会経済情勢や市民ニーズ、財政状況などの変化に対応するため、毎年度ローリングシステムにより見直しを図るものとします。

(4) 実施計画の範囲

実施計画で取り上げる事業の範囲は、基本計画で示した主要施策を実現する上で必要な事務事業とします。

(5) 事業費の考え方

- ・当該年度に実施予定のない事業は「0」と表記しております。
- ・当該年度に実施予定の事業のうち、固定の事業費を割り当てていない事業は、「-」で表記しております。
- ・当該年度に実施予定の事業のうち、今後の事業展開に応じて、事業費が大幅に変更する可能性の高い事業は「●」と表記しております。
- ・平成29年度と平成30年度の事業費については、長期的な計画に基づいて、一定程度の精査をしているところですが、時代の変化や新たな課題に対応するとともに、限りある財源を効果的に活用するため、社会情勢等の変化をみながら、実施計画ローリングや事務事業評価により、随時見直しを図ってまいります。

(参考) 行政評価システムについて

基本計画については、実施計画を含め、行政評価システムによるPDCAサイクルにより、「成果重視の行政運営の推進」、「質の高い行政の実現」、「市政に関する透明性の確保」といった三つの目的の達成に努めます。

- ◆政策：登別市総合計画・基本計画及びその他分野別の計画などで定める市政の各分野における基本的な方向を示すものです。
- ◆施策：政策を実現するための個々の具体的な方針を指します。
- ◆事務事業：施策を実現するための個々の具体的な事務及び事業です。

行政評価システムも登別市総合計画・基本計画の体系に沿い、「政策評価」、「施策評価」、「事務事業評価」に区分され、その評価する内容は次のとおりとなります。

1. 政策評価
登別市総合計画・基本計画に定められた節について評価を実施するもの
⇒まちづくり意識調査により、各章、各節の市民満足度を調査します。
2. 施策評価
登別市総合計画・基本計画に定められた主要な施策について実施するもの
⇒まちづくり意識調査により、各施策の目標に対する指標の進捗状況を確認します。
3. 事務事業評価
登別市総合計画・基本計画の実施計画に定めた事務事業について実施するもの
⇒一般的な庶務業務を除き、原則、すべての事務事業を対象に評価を行います。事務事業評価は、社会情勢等の変化など、市を取り巻く環境などを鑑み、必要に応じ手法の見直しを行います。

【計画の構成】

